

新潟県公安委員会規則第3号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和5年3月10日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

	警 察 官					警 察 官 以 外 の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補(巡査部長を含む。)	巡 査	小 計		
警察本部	75	129	784	223	1,211	449	1,660
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	57	154	1,643	978	2,832	135	2,967
初任科生				128	128		128
合計	133	285	2,443	1,331	4,192	587	4,779

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第2条 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第11条 生活安全部に、次の課を置く。 (略) <u>人身安全対策課</u> (略)</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(14) (略) (15) 新潟県迷惑行為等防止条例(平成12年条例第52号)の施行に関すること(人身安全対策課及び生活保安課の所掌に属するものを除く。) (16)～(19) (略)</p> <p>(人身安全対策課)</p> <p>第12条の2 <u>人身安全対策課</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(9) (略)</p>	<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第11条 生活安全部に、次の課を置く。 (略) <u>子供女性安全対策課</u> (略)</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(14) (略) (15) 新潟県迷惑行為等防止条例(平成12年条例第52号)の施行に関すること(子供女性安全対策課及び生活保安課の所掌に属するものを除く。) (16)～(19) (略)</p> <p>(子供女性安全対策課)</p> <p>第12条の2 <u>子供女性安全対策課</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(9) (略)</p>

(生活保安課)

第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(14) (略)

(15) 新潟県迷惑行為等防止条例に規定する犯罪の捜査に関すること(人身安全対策課の所掌に属するものを除く。)

(16)・(17) (略)

(分駐隊等)

第40条 留置管理課、人身安全対策課、捜査第二課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所、方面隊又は出張所を置く。

2 (略)

別表第1 (第39条関係)

課名	名称	分掌事務
(略)		
装備施設課	(略)	
厚生課	健康管理室	第9条第1号に掲げる事務
(略)		
人身安全対策課	人身安全緊急対処センター	(略)
(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名称	位置
留置管理課	(略)	
人身安全対策課	(略)	
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
厚生課	健康管理室長	健康管理室に関する事務
(略)		
人身安全対策課	人身安全対策官	(略)
	人身安全緊急対処センター	人身安全緊急対処センターに関する事務

(生活保安課)

第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(14) (略)

(15) 新潟県迷惑行為等防止条例に規定する犯罪の捜査に関すること(子供女性安全対策課の所掌に属するものを除く。)

(16)・(17) (略)

(分駐隊等)

第40条 留置管理課、子供女性安全対策課、捜査第二課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所、方面隊又は出張所を置く。

2 (略)

別表第1 (第39条関係)

課名	名称	分掌事務
(略)		
装備施設課	(略)	
(略)		
子供女性安全対策課	子供女性安全緊急対処センター	(略)
(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名称	位置
留置管理課	(略)	
	上越支所	上越市
子供女性安全対策課	(略)	
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
厚生課	共済管理官	第9条第1号から第3号までに掲げる事務
(略)		
子供女性安全対策課	子供女性安全対策官	(略)
	子供女性安全緊急対処センター	子供女性安全緊急対処センターに関する事務

ター長			センター長		
(略)			(略)		
運転免許センター	免許企画官	第31条第1号に掲げる事務のうち運転免許に関するもの及び同条第2号に掲げる事務(いずれも高齢運転者支援室長の分掌に属するものを除く。)並びに同条第4号に掲げる事務	運転免許センター	免許高度化対策官	第31条第1号から第4号までに掲げる事務(高齢運転者支援室長の分掌に属する事務を除く。)
	試験管理官	第31条第1号に掲げる事務のうち運転免許試験に関するもの及び同条第3号に掲げる事務			
(略)			(略)		
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。